

住所				電話番号		
フリガナ						
氏名				生年月日	大正・昭和 平成・令和	年 月 日

（※留意事項については、裏面を確認してください。）

I 上場株式等の配当等所得・譲渡所得等(特定口座分(源泉徴収あり))の課税方式の選択について

※ 該当する口にチェック（）をしてください。

(1) 市民税・県民税は、すべて申告不要を選択。

→ IIの①~⑤に「0円」と記入してください。

(2) 市民税・県民税は、次の内容を申告。

取引口座	所得税（確定申告）での申告内容			市民税・県民税で申告する内容			
	所得の種類	所得税の課税方式	配当等所得の額 譲渡所得等の額	所得の種類	市民税・県民税で 選択する課税方式	配当等所得の額 譲渡所得等の額	配当割額 株式等譲渡所得割額
証券会社	配当等所得	<input type="checkbox"/> 総合課税分	円	配当等所得	<input type="checkbox"/> 申告不要	—	④ 配当割額
		<input type="checkbox"/> 分離課税分	円		<input type="checkbox"/> ①総合課税分	円	円
銀行	譲渡所得等	分離課税分	円	譲渡所得等	<input type="checkbox"/> 申告不要	—	⑤ 株式等譲渡所得割額
			<input type="checkbox"/> ③分離課税分		円	円	
証券会社	配当等所得	<input type="checkbox"/> 総合課税分	円	配当等所得	<input type="checkbox"/> 申告不要	—	④ 配当割額
		<input type="checkbox"/> 分離課税分	円		<input type="checkbox"/> ①総合課税分	円	円
銀行	譲渡所得等	分離課税分	円	譲渡所得等	<input type="checkbox"/> 申告不要	—	⑤ 株式等譲渡所得割額
			<input type="checkbox"/> ③分離課税分		円	円	
証券会社	配当等所得	<input type="checkbox"/> 総合課税分	円	配当等所得	<input type="checkbox"/> 申告不要	—	④ 配当割額
		<input type="checkbox"/> 分離課税分	円		<input type="checkbox"/> ①総合課税分	円	円
銀行	譲渡所得等	分離課税分	円	譲渡所得等	<input type="checkbox"/> 申告不要	—	⑤ 株式等譲渡所得割額
			<input type="checkbox"/> ③分離課税分		円	円	

①~⑤のそれぞれの合計額を、IIの①~⑤に記入してください。

II 市民税・県民税にて申告する上場株式等の配当等所得金額・譲渡所得等金額(特定口座分(源泉徴収あり))について

	配当等所得の額 譲渡所得等の額	配当割額 株式等譲渡所得割額
上場株式等の配当等所得	①総合課税分の合計額	円 ④ 配当割額の合計額
	②分離課税分の合計額	円
上場株式等の譲渡所得等	③分離課税分の合計額	円 ⑤ 株式等譲渡所得割額の合計額

処理欄	受付	入力	確認	当初申告区分	＜適用不可＞	□計算誤り（確認：□添付 □国税） □損失申告無・継続申告無
				□特徴 □普徴	□納通送達後 □区分 □損失なし □繰越控除 □損失	□繰越控除 □損失
					＜提出書類＞ □住民税申告書 □申告書付表 □繰越控除 □損失	
					＜添付書類＞ □確定申告書 □年間取引報告書等 □国税提出（閲覧）	

◎この申告書付表（課税方式選択用）は、上場株式等の配当等所得・譲渡所得等を所得税と異なる課税方式を選択する場合に、市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。

◎所得税と市民税・県民税において、異なる課税方式を選択する場合の留意事項

1. 申告書の提出期限について

所得税と市民税・県民税において異なる課税方式を選択する場合は、**納税通知書（または特別徴収税額決定通知書）が送達される時（※）までに申告することが必要です。**

（この期限を過ぎた場合は、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式の選択することはできませんので注意してください。）

また、確定申告書のみを提出し、「（特定配当等（・特定株式等譲渡所得）の全部の申告不要」欄に○を記入しなかった場合は、確定申告書における課税方式と同じ課税方式により市民税・県民税の課税を行うこととなります。

※納税通知書の送達時期の目安

給与所得等で特別徴収されている方は、特別徴収税額決定通知書が5月31日までに給与支払者より納税義務者へ交付されます。

年金特徴または普通徴収の方は、市民税・県民税納税通知書を6月上旬に送付しております。

2. 所得税と市民税・県民税において、異なる課税方式を選択することが可能な所得について

所得税と市民税・県民税において、異なる課税方式を選択が可能な所得は、上場株式等の配当等に係る所得及び上場株式等の譲渡所得等（源泉徴収を選択した特定口座分）です。

※源泉徴収されていない特定口座（簡易申告口座分）及び大口株主分、一般口座での取引に係る所得を申告不要とすることはできません。

また、同一の源泉徴収口座内で譲渡損失と上場株式等の配当等所得がある場合は、上場株式等の配当等所得に係る所得のみを申告不要とすることはできません。

3. 申告書の提出時にあわせてご提出をいただく書類について

・確定申告書を提出した場合は、確定申告書の控えの写し一式
（確定申告書の第1表～第4表（1）（2）及び株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 など）

・特定口座年間取引報告書の写しや上場株式配当等の支払通知書の写しなど

※上記書類は、適正な課税を行うために、確認のため提出いただいております。

4. 課税方式を選択することによる留意事項について

・申告不要を選択した場合は、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除の適用はありません。

・市民税・県民税の配当等所得及び譲渡所得等金額を申告することにより、国民健康保険料などの算定に影響を及ぼす場合があります。

・内容について電話等により問い合わせをする場合があります。

◎繰越損失がある場合

当該年度で、所得税において前年以前からの繰越損失額を翌年に繰り越す申告をしていて、所得税と市民税・県民税において異なる課税方式を選択し、市民税・県民税で適用する繰越控除額が確定申告書に記載した金額と異なる場合は、**納税通知書が送達される前までに**、別途「**上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書**」の提出が必要です。

また、当該年度で発生した譲渡損失について、所得税と市民税・県民税において異なる課税方式を選択し、市民税・県民税での翌年へ繰り越す損失額が確定申告書に記載した金額と異なる場合は、

納税通知書が送達される前までに、別途「**上場株式等の譲渡損失明細書**」の提出が必要です。

※所得税において所得申告及び繰越損失の適用を行い、市民税・県民税において申告不要とした場合においても、翌年に繰越損失額を繰り越すための市民税・県民税の申告が必要です。

また、翌年の申告においては、所得税における繰越損失額と住民税における繰越損失額に相違がある場合があるため、確定申告にて繰越損失の申告を行うほか、市民税・県民税においても申告及び繰越損失額の申告を行ってください。

（その年に株式等の譲渡がなかった場合も、譲渡損失額を翌年に繰り越すための申告が必要です。）

申告がない場合、本来適用可能な繰越損失額の適用を行うことができなくなる場合があります。